**作成例**

　※運営規程の一部改正に伴う変更届提出にあたっての新旧対照表の作成例です。下線や塗りつぶし等により改正部分が確認できるようにしてください。

| 新 | 旧 |
| --- | --- |
| 【例1】  （保育を提供する時間）  第10条　保育を提供する時間は、次のとおりとする。  （1）保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）  7時30分から18時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。  ただし、土曜日は7時30分から13時までの範囲内とする。  （2）保育短時間認定に係る保育時間（8時間）  8時から16時の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。ただし、土曜日は8時から13時までの範囲内とする。  【例2】  （利用者負担その他の費用の種類、理由及び額）  第11条　略  2　略  3 当園は、前2項の支払いを受けるほか、特定教育・保育の提供における便宜に要する費用のうち、下表に掲げる費用の支払いを受けるものとする。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 費用の種類 | 内容 | 金額（円） | | ●●費 | ●●●に要する費用 | 1か月あたり4,500円 | | ●●代 | ●●●のための費用 | ●●●円 | | （保育を提供する時間）  第10条　保育を提供する時間は、次のとおりとする。  （1）保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）  7時30分から18時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。  （2）保育短時間認定に係る保育時間（8時間）  8時から16時の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。  （利用者負担その他の費用の種類、理由及び額）  第11条　略  2　略  3 当園は、前2項の支払いを受けるほか、特定教育・保育の提供における便宜に要する費用のうち、下表に掲げる費用の支払いを受けるものとする。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 費用の種類 | 内容 | 金額（円） | | ●●費 | ●●●に要する費用 | 1か月あたり7,500円 | | ●●代 | ●●●のための費用 | ●●●円 | |

運営規程 新旧対照表（施設名：〇×△保育園 変更年月日：○年×月△日）